

最近の政策動向について

2022年11月

経済産業省 産業機械課

目次

- 1. 2022年度冬季の電力需給対策**
- 2. ガス事業法およびJOGMEC法の一部を改正する法律**
- 3. 2022年度補正予算案・省エネ対策パッケージ**
- 4. 2022年度補正予算案・中小企業関連**
- 5. 特定技能外国人材制度**
- 6. パートナーシップ構築宣言の状況**
- 7. “三陸・常磐もの”の消費拡大のための取組**

1. 2022年度冬季の電力需給対策

2022年度冬季の電力需給見通し

- 本年6月の会合開催時以降、追加供給力対策の実施や、3月の福島沖地震で停止していた火力発電所の復旧見通しがついたこと、電源の補修計画の変更、原子力発電所の特重施設の設置工事完了時期の前倒し等により、**マイナスだった今冬の予備率は、安定供給に最低限必要な予備率3%を確保できる見通し。**
- ただし、**1月の東北・東京エリアでは4.1%となるなど、依然として厳しい見通し**であり、大規模な電源脱落や想定外の気温の低下による需要増に伴う**供給力不足のリスクへの対策が不可欠。**

<前回会合開催時>
厳寒時の需要に対する予備率
<現時点>

	12月	1月	2月	3月
北海道	12.6%	6.0%	6.1%	10.0%
東北	7.8%	3.2%	3.4%	9.4%
東京		▲0.6%	▲0.5%	
中部	4.3%	1.3%	2.8%	
北陸				
関西				
中国				
四国				
九州				
沖縄	45.4%	39.1%	40.8%	65.3%



	12月	1月	2月	3月
北海道	14.4%	7.9%	8.1%	12.1%
東北	9.2%	4.1%	4.9%	11.5%
東京				
中部	7.4%	5.6%	6.5%	
北陸				
関西				
中国				
四国				
九州				
沖縄	44.5%	33.1%	34.4%	56.6%

2022年度冬季の電力需給対策

1. 供給対策

- 電源募集（kW公募）により、休止電源を稼働し、供給力を確保
- 追加的な燃料調達募集（kWh公募）の実施による予備的な燃料の確保
- 発電所の計画外停止の未然防止等の徹底による、安定的な電力供給
- 再エネ、原子力等の非化石電源の最大限の活用

2. 需要対策

- 無理のない範囲での節電の協力の呼びかけ
- 省エネ対策の強化
- 対価支払型デマンド・レスポンス（DR）の普及拡大
- 産業界、自治体等と連携した節電体制の構築
- 需給ひっ迫警報等の国からの節電要請の高度化
- セーフティネットとしての計画停電の準備

3. 構造的対策

- 容量市場の着実な運用、災害等に備えた予備電源の確保
- 燃料の調達・管理の強化
- 脱炭素電源等への新規投資促進策の具体化
- 揚水発電の維持・強化、蓄電池等の分散型電源の活用、地域間連系線の整備

省エネ対策の強化

- 省エネ対策は、危機に強いエネルギー需給体制の構築にも資するもの。
- 10月28日に決定された総合経済対策において、規制*・支援一体型の政策をパッケージで措置。

事業者向け

1. 省エネ補助金の抜本強化（今後3年間で集中的に支援）

- 省エネ設備投資補助金において、複数年の投資計画に切れ目なく対応できる新たな仕組みを創設することで、エネルギー価格高騰に苦しむ中小企業等の潜在的な省エネ投資需要を掘り起こす。

2. 省エネ診断の拡充（専門人材の倍増）

- 工場・ビル等の省エネ診断の実施やそれを踏まえた運用改善等の提案にかかる費用を補助することで、中小企業等の省エネを強力に推進する。
- また、現場での省エネノウハウを持つOB人材等の登録を通じて、省エネ診断を行う専門人材を倍増させる。

※ 中小企業向け補助金（ものづくり補助金）についても、省エネ対策を推進するためグリーン枠を強化する。

家庭向け

3. 新たな住宅省エネリフォーム支援（3省庁連携によるワンストップ対応）

- 家庭で最大のエネルギー消費源である給湯器の高効率化や、省エネ効果の高い断熱窓改修に経産省・環境省事業で手厚く支援。 国交省のリフォーム支援と併せて、3省庁連携でワンストップ対応を予定。
- 高効率給湯器の導入と断熱窓への改修により、家庭の電気代・ガス代を年間最大で約14万円削減可能（約3割の削減。寒冷地のモデル家庭）。

※ 全国各地の自治体で実施されている「省エネ家電買い換え支援」を拡大すべく、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（6,000億円）において、メニューの一つとして措置。

（*）例えば、省エネ補助金では、事業所の省エネ率等の基準を要件とし、対象設備は省エネ法トップランナー基準を満たすものに限定するなどしている。

冬の電力需給の対応について（依頼）

- 「2022年度冬季の電力需給対策」（2022年11月1日電力需給に関する検討会合）において、産業界や自治体と連携した節電体制を夏季と同様に構築することとされました。
- つきましては、
 - － 電力需給ひっ迫時の連絡体制の再点検（産業界／自治体）
 - － 電力需給ひっ迫時の節電対策の実施に向けた準備につきまして、ご協力をよろしくお願いいたします。

資源エネルギー庁 電力基盤整備課

電力需給ひっ迫時の対応（2022年度）

電力需給ひっ迫準備情報の発信

前々日18時目処

・蓋然性のある追加供給力対策を踏まえても、エリア予備率5%を下回る見通しとなった場合、前々日18時を目処に一般送配電事業者から電力需給ひっ迫準備情報の発信

電力需給ひっ迫注意報の発令

前日16:00目処

・あらゆる供給対策を踏まえても、広域予備率が5～3%の見通しとなった場合、前日16:00を目途に資源エネルギー庁から注意報を発令。

※前日16時以降に、気象条件の変化や、電源の計画外停止等により、広域予備率3%未満の見通しとなった場合は急遽警報発令となることがあり得る。
※需給ひっ迫のおそれが解消されたと判断される場合には注意報を解除する。

電力需給ひっ迫警報の発令

・あらゆる供給対策を踏まえても、広域予備率が3%を下回る見通しとなった場合、前日16:00を目途に資源エネルギー庁から警報を発令。
※計画停電等を行う可能性がある場合、一般送配電事業者から実施の可能性を公表する。

電力需給ひっ迫警報の発令（続報）

・需給状況が前日時点から改善がされず更新があった場合や、より厳しい見通しとなった場合、広域予備率が3%未満の場合にエネ庁から警報（続報）を発令。
※需給ひっ迫のおそれが解消されたと判断される場合には警報を解除する。

当日

節電要請※

※切迫度に応じて、節電要請の内容を変更

警報発令・節電要請等を行った後も広域予備率が1%を下回る見通しの場合

緊急速報メール（対象者：不足エリア内の携帯ユーザー）の発出

・不足エリア内の携帯ユーザーに、エネ庁から「緊急速報メール」を発信。

実需給の2時間程度前

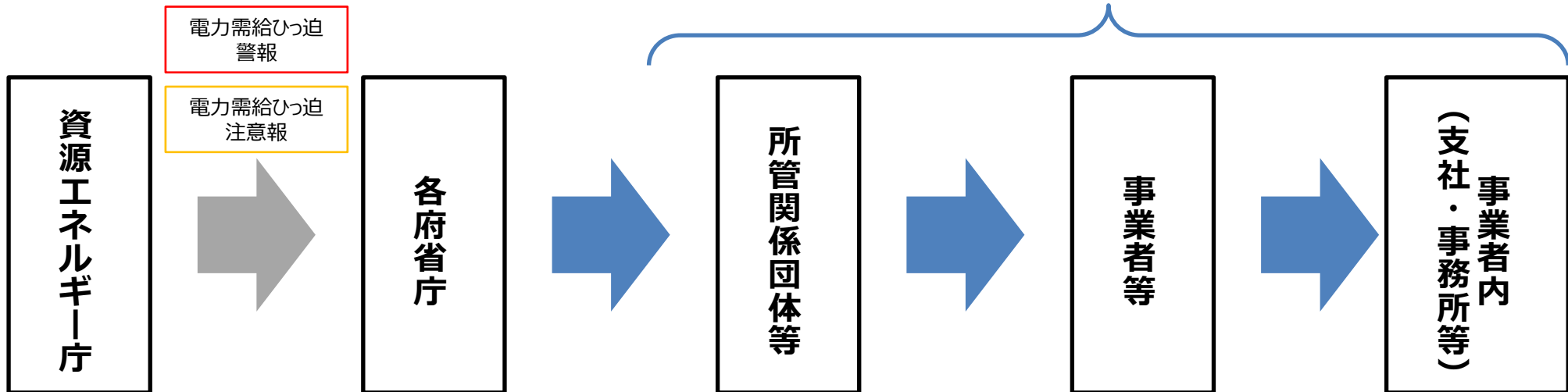
計画停電の実施を発表

※自然災害や電源の計画外停止が重なるなど、急遽予備率低下が生じるケースにおいては、上記スキームに限らず警報等を発令する場合がある。

電力需給ひっ迫注意報／警報発令時の連絡体制の再点検（産業界）

- 電力需給がひっ迫する見通しとなった場合、資源エネルギー庁から、前日16時目処に、広域予備率が5%を下回る場合には電力需給ひっ迫注意報、3%を下回る場合には電力需給ひっ迫警報を発令します。
- 電力需給ひっ迫注意報／警報は、各府省庁を通じて所管の関係団体、関係団体から事業者等に連絡するため、改めて、**節電要請の連絡を迅速に行うための連絡体制を構築・周知**をお願いします。
※資源エネルギー庁から、各メディア等を通じた周知も行います。

<電力需給ひっ迫注意報／警報連絡フロー>

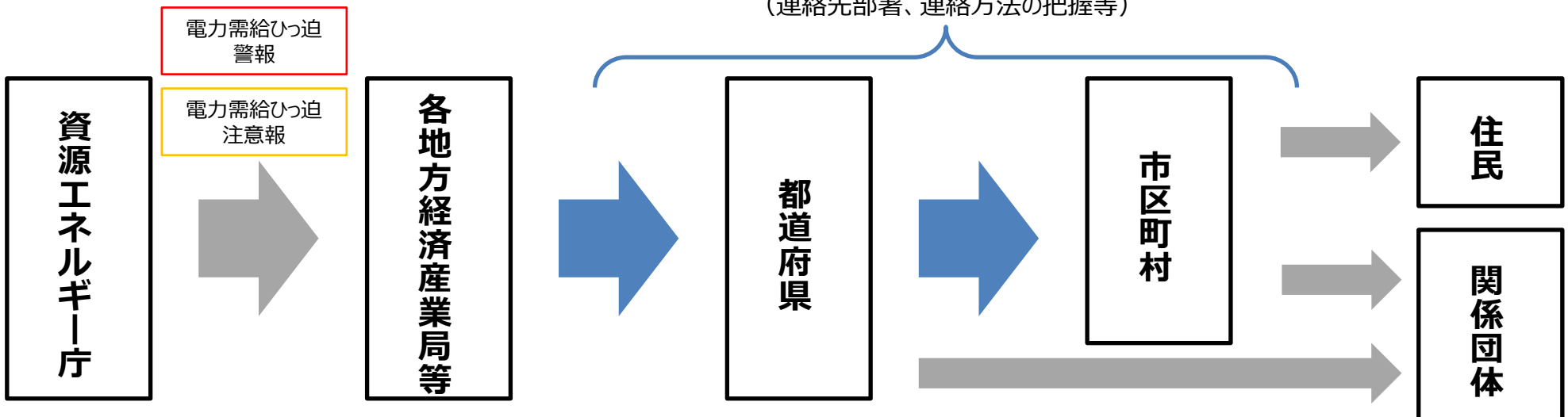


※地方支分部局への
連絡体制を含む

電力需給ひっ迫注意報／警報発令時の連絡体制の再点検（自治体）

- 電力需給がひっ迫する見通しとなった場合、資源エネルギー庁から、前日16時目処に、広域予備率が5%を下回る場合には電力需給ひっ迫注意報、3%を下回る場合には電力需給ひっ迫警報を発令します。
- 電力需給ひっ迫注意報／警報は、地方経済産業局等を通じて各都道府県、各都道府県から市区町村に伝達するため、改めて、各都道府県・市区町村におかれましては**節電要請の連絡を迅速に行うための連絡体制の構築・周知**をお願いします。
※資源エネルギー庁から、各メディア等を通じた周知も行います。

<電力需給ひっ迫注意報／警報連絡フロー>



電力需給ひっ迫注意報／警報発令時の節電対策の実施に向けた確認

- 各関係団体・業界団体や事業者においては、電力需給ひっ迫注意報／警報が発令された場合には、「冬季の省エネ・節電メニュー」などを参考にいただき、あらかじめ、それぞれの事情や電力需給状況に合わせた節電行動（最大で電力使用量の10%削減が目安）の検討・確認や社内の連絡体制・手順等の確認をお願いします。
- また、平時から無理のない範囲での節電・省エネの協力をお願いします。

平時

- ・平時の節電行動の実施
- ・ひっ迫時の節電行動、連絡体制、手順等の検討・確認

準備情報発信時

前々日18時目処

- ・節電要請連絡体制の確認
- ・節電行動を実施する準備

注意報／警報発令時

前日16時目処から当日

- ・迅速な節電要請連絡の伝達
- ・需給状況に応じた節電行動の実施

冬季の省エネ・節電メニュー



<需給ひっ迫時の節電行動の検討例>

電力需給状況に合わせて、各事業者で実施する節電行動をあらかじめ検討・確認してください。

- ・照明や空調、OA機器の稼働を平時よりも更に関引き（あらかじめ止める照明等を決める）
- ・店舗の広告灯を消す
- ・エレベータの一部を停止する
- ・機器の稼働時間をずらす
- ・就業時間の繰り上げ

【参考】対価支払型DRの促進について（節電プログラム促進事業）

- 需給ひっ迫時に、需要抑制を促すことのできる、対価支払型のDR（ダイヤモンド・リスポンス）について、政府としてもしっかりと後押しします。
- 具体的には、この冬は厳しい電力需給が見込まれる中、小売電気事業者等が実施する冬の節電プログラムに、ご家庭や企業の皆様に登録いただき、また、実際に節電にご協力いただいた場合に、国から支援を行う節電プログラム促進事業を行っています。（詳細は、<https://setsuden.go.jp/>をご覧ください）

第1弾：登録支援

この冬の需給ひっ迫に備え、節電に協力いただける需要家を増やすため、節電プログラムに登録いただいたご家庭や企業に一定額のポイント等付与（低圧（家庭等）：2,000円、高圧特高（企業）：20万円）

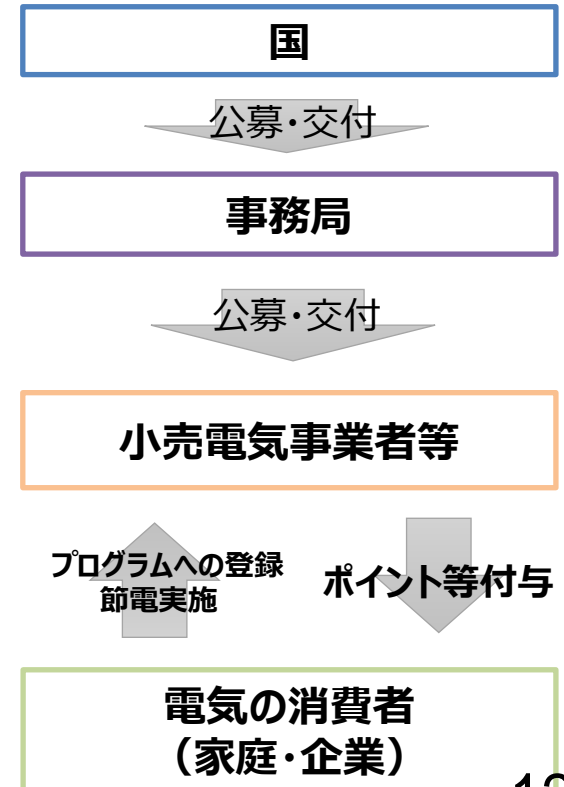
第2弾：実行支援

電力需要が高まる12月～3月に、現在のまだ厳しい需給の見通しを踏まえ、対価支払型の節電プログラム※に参加して、一層の省エネに取り組んでいただいた家庭や企業に対して、電力会社によるポイント等に、国によるポイント等を上乘せする支援

※対象となるプログラムは以下のとおり。

- ① 月間型（kWh）プログラム：前年同月比で一定の電力使用量を削減した場合、達成として評価し、対価（低圧：1000円/月、高圧特高：2万円/月）を支払う
- ② 指定時型（kW）プログラム：電力会社が指定する日時に、ベースラインより電力使用量を削減した場合、削減量を評価し、対価を支払う（※注意報・警報時40円/kWh、その他20円/kWh上限での補助）

実施スキーム



2. ガス事業法及びJOGMEC法の一部を改正する 法律の概要

ガス事業法及びJOGMEC法の一部を改正する法律の概要

背景

- ✓ **都市ガスの原料であるLNGは、アジア地域における需要拡大等により争奪戦が激化していたことに加え、ロシアによるウクライナ侵攻の影響もあり欧州も獲得競争に参加**するなど、**世界的にLNGの需給がひっ迫し、価格も高騰**している。
- ✓ 加えて、**米国のフリーポートLNG（LNG製造施設）等の上流プロジェクトにおけるトラブルに起因したLNGの出荷停止**も発生。
- ✓ **LNG供給の不確実性**が高まっている状況を踏まえ、**万一の危機に備えた、供給と需要の両面で対策**を講じることが必要。

都市ガスの需給対策の概要

供給面の対策

都市ガスの需給ひっ迫を避けるため、供給対策に万全を期することが重要

(1) LNGの調達と事業者間の融通

・電気ガスの事業者間融通の枠組み設置

・**公的枠組みによる都市ガス用LNGの調達の仕組み**

(2) 調達に対する国の支援等

・産ガス国への働きかけ、上流開発支援等

・スポット調達を行うガス事業者への金融支援、需要家支援等

(3) ガス事業者による代替調達・融通の事前準備

需要面の対策

(1) 経済DR（ディマンド・レスポンス）・経済インセンティブの活用

・ビジネスベースでの活用について最大限の取組

(2) 代替エネルギー等の活用

(3) 都市ガス使用の節約の要請

・都市ガス需要家に自主的な節約の取組を要請

・節約メニュー等の情報や事例を提供

(4) 個別の需要抑制の取組

・小売事業者から個別の需要家に対し、更なる需要抑制を要請

・**国による最終的な需給調整のための規制的手段の整備**

(5) 事業継続計画（BCP）の準備

法律案の概要

① JOGMECによるLNG調達の仕組みの導入

- ・**ガスの安定供給に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合**において、ガスの原料であるLNGの調達が特に必要であり、かつ、**民間事業者による調達が困難**である事情があるときは、**経済産業大臣がJOGMEC※に対し、LNGの調達を要請できる**こととする。

※ JOGMECによるLNG調達について、電気事業法に定める発電用に加え、ガス用の調達を可能とする規定をガス事業法に追加する。

② ガスの使用の制限に関する規定の整備

- ・**ガスの需給がひっ迫し、需給の調整を行わなければ、ガスの供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼすおそれがあるときは**、政令で定める**一定の大口需要家**に対して、**ガスの使用の制限等を命じ、又は勧告することができる**こととする。

※ 電気の使用制限と同様に、実施の段階で、病院や下水道等の社会的に重要な施設等について、適用除外や緩和を講じる。

※ 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構

※ 上記のほか、他法の例にならい、ガス事業法において、両罰規定の規定を明確化する趣旨及び罰則の構成要件に該当する行為を行った時期を明確にする趣旨で規定の改正を行う。

3. 2022年度補正予算案・省エネ対策パッケージ

省エネ対策パッケージ

事業者向け

1. 省エネ補助金の抜本強化【500億円】【国庫債務負担行為の後年度分含め1,625億円】

- 省エネ設備投資補助金において、複数年の投資計画に切れ目なく対応できる新たな仕組みを創設することで、エネルギー価格高騰に苦しむ中小企業等の潜在的な省エネ投資需要を掘り起こす。

2. 省エネ診断の拡充【20億円】

- 工場・ビル等の省エネ診断の実施やそれを踏まえた運用改善等の提案にかかる費用を補助することで、中小企業等の省エネを強力に推進する。
- また、省エネ診断を行う実施団体・企業を増加させ、専門人材育成も兼ねた研修を行うことで、省エネ診断の拡充を図る。

※ 中小企業向け補助金（ものづくり補助金）についても、省エネ対策を推進するためグリーン枠を強化。

家庭向け

3. 新たな住宅省エネ化支援【約2,800億円】※新築を含む

- 家庭で最大のエネルギー消費源である給湯器の高効率化（300億）や、省エネ効果の高い断熱窓改修に経産省・環境省事業（1,000億）で手厚く支援。国交省の省エネ化支援（新築を含めて1,500億）と併せて、3省庁連携でワンストップ対応を予定。

※ 全国各地の自治体で実施されている「省エネ家電買い換え支援」を拡大すべく、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（6,000億円）において、メニューの一つとして措置。

1. 省エネ補助金の抜本強化 【500億円】【国庫債務負担行為の後年度分含め1,625億円】

- **工場等での省エネを促進**するため、非化石エネルギーへの転換に資する設備も含め、**省エネ性能の高い設備・機器への更新を支援**。
- **企業の複数年にわたる投資計画に対応する形で今後3年間で集中的に支援**し、特に中小企業の潜在的な投資需要を掘り起こす。

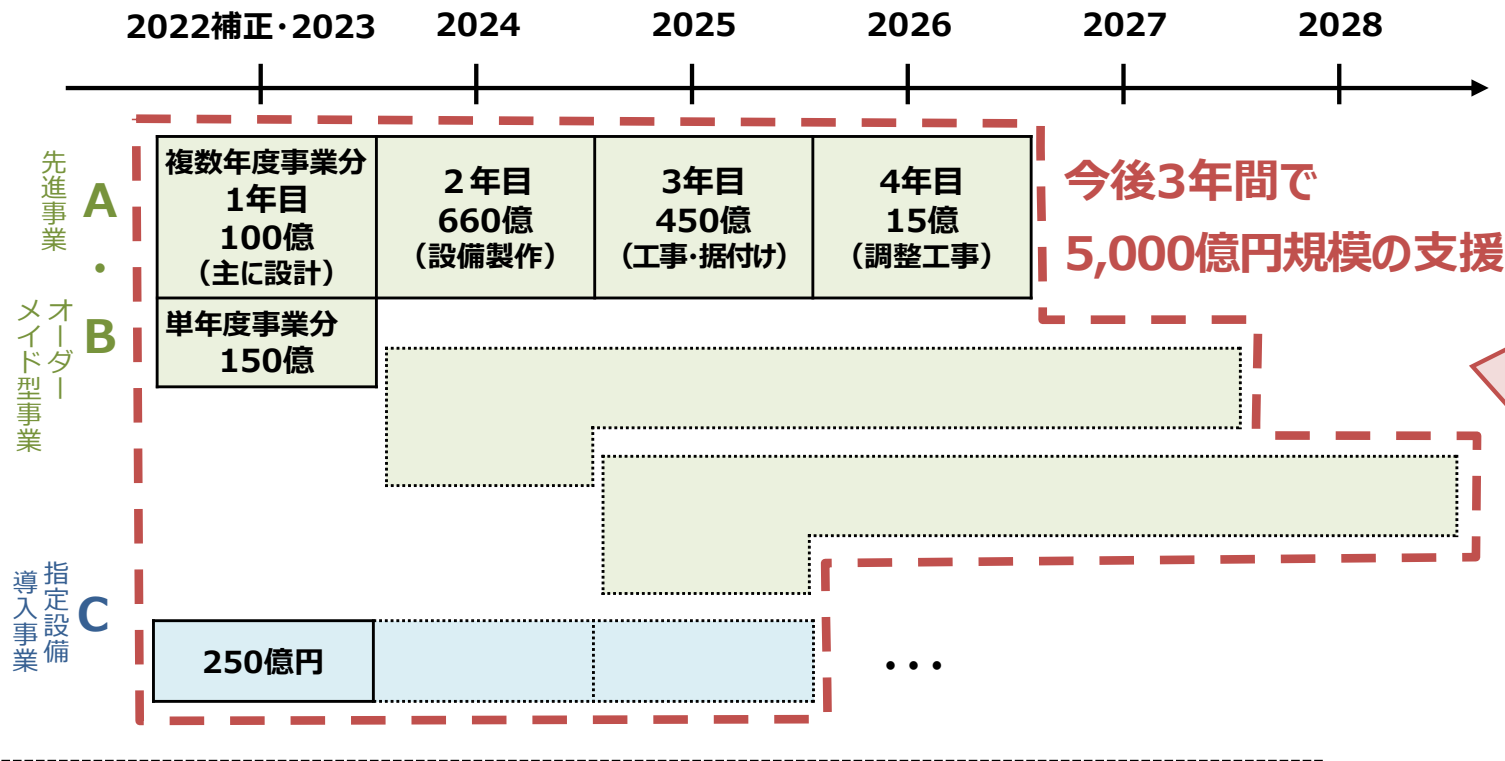
事業区分		① 先進事業	② オーダーメイド型事業	③ 指定設備導入事業	④ エネルギー需要最適化対策事業																
事業要件		外部審査委員会において、以下の先進性が認められた設備・システムを支援。 ①導入ポテンシャル ②技術の先進性(非化石転換等) ③省エネ効果	機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等(オーダーメイド型設備)の導入を支援。	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入する事業。	事前登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、EMSを用いてエネルギー使用量を計測することで、より効果的に省エネルギー化及びエネルギー需要最適化を図る事業。																
省エネルギー効果の要件 ^{※1}		申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率+非化石割合増加率:30%以上 ②省エネ量+非化石使用量:1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率:15%以上(注) ※複数の対象設備(①②③)を組み合わせる場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと ※非化石転換の場合も増エネ設備は認めないこととする。	申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率+非化石割合増加率:10%以上 ②省エネ量+非化石使用量:700kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率:7%以上(注) ※複数の対象設備(①②③)を組み合わせる場合、各設備の省エネ効果の合算値で上記要件を満たすこと ※非化石転換の場合も増エネ設備は認めないこととする。	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入すること <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><ユーティリティ設備></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>①高効率空調</td> <td>⑥低炭素工業炉</td> </tr> <tr> <td>②産業ヒートポンプ</td> <td>⑦変圧器</td> </tr> <tr> <td>③業務用給湯器</td> <td>⑧冷凍冷蔵設備</td> </tr> <tr> <td>④高性能ボイラ</td> <td>⑨産業用モータ</td> </tr> <tr> <td>⑤高効率コージェネレーション<生産設備></td> <td>⑩調光制御設備</td> </tr> <tr> <td>⑪工作機械</td> <td>⑭印刷機械</td> </tr> <tr> <td>⑫プラスチック加工機械</td> <td>⑮ダイカストマシン</td> </tr> <tr> <td>⑬プレス機械</td> <td></td> </tr> </table> </div>	①高効率空調	⑥低炭素工業炉	②産業ヒートポンプ	⑦変圧器	③業務用給湯器	⑧冷凍冷蔵設備	④高性能ボイラ	⑨産業用モータ	⑤高効率コージェネレーション<生産設備>	⑩調光制御設備	⑪工作機械	⑭印刷機械	⑫プラスチック加工機械	⑮ダイカストマシン	⑬プレス機械		申請単位で、「EMSの制御効果と省エネ診断等による運用改善効果」により、原油換算量ベースで省エネルギー率 2%以上 を満たす事業
①高効率空調	⑥低炭素工業炉																				
②産業ヒートポンプ	⑦変圧器																				
③業務用給湯器	⑧冷凍冷蔵設備																				
④高性能ボイラ	⑨産業用モータ																				
⑤高効率コージェネレーション<生産設備>	⑩調光制御設備																				
⑪工作機械	⑭印刷機械																				
⑫プラスチック加工機械	⑮ダイカストマシン																				
⑬プレス機械																					
補助対象経費		設備費、設計費、工事費	設備費、設計費、工事費	設備費	設備費、設計費、工事費																
補助率	中小企業者等 ^{※2}	2/3以内	1/2以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/3以内	1/3以内	1/2以内																
	大企業、その他 ^{※3}	1/2以内	1/3以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内		1/3以内																
補助金限度額(非化石)		【上限額】15億円/年度(20億円/年度) 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は30億円(40億円)	【上限額】15億円/年度(20億円/年度) 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は20億円(30億円) ※連携事業は30億円(40億円)	【上限額】1億円/年度 【下限額】30万円/年度 ※複数年度事業は認められない	【上限額】1億円/年度 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は、1億円																

※補助金限度額等については執行団体と協議の上決定するものとする。

(参考) 省エネ補助金の3カ年集中的支援について

- 総合経済対策を踏まえ、複数年の投資計画に切れ目なく対応できる新たな仕組みを創設。
- 支援規模は、2022年度補正予算で500億円、国庫債務負担行為の後年度分含め約1600億円を支援。このペースを継続させると、今後3年間で5,000億円規模の支援となる。

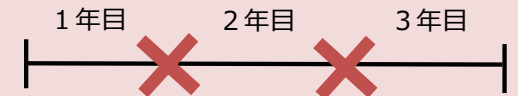
【省エネ補助金の支援規模イメージ】 2022補正 500億円（国庫債務負担行為の後年度分含めて1,625億円）、2023当初 360億円要求（2021補正 100億円、2022当初 253億円）



今後3年間で
5,000億円規模の支援

国庫債務負担行為を活用した、複数年の投資計画に切れ目なく対応できる新たな仕組みを創設。

【従来の事業実施のイメージ】



年度の切れ目に毎年約3か月、事業実施ができない期間が発生

合計 500億円* ...

(*別途、後年度負担額として、国庫債務負担行為1,125億円を計上)

+2023当初予算で360億円要求

2. 省エネ診断の拡充【20億円】

- エネルギー価格高騰等の影響を受ける**中小企業等に対する省エネ診断等を実施・拡充**するとともに**省エネ診断・アドバイスを行える専門人材を育成**。
- また、委託調査も活用しながら、専門人材プールの拡充方法や中小企業等への診断を抜本的に拡充するための課題や必要な方策について検討。

【事業スキーム】（予定）

● 診断受診事業者

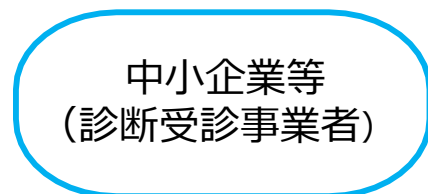
- ・中小企業基本法に定める中小企業
- ・年間エネルギー使用量が1500kl未満の事業所

● 診断メニュー例

- ・空調診断(フィルターの清掃は十分か、温度設定が適切か)
- ・照明診断(設置箇所・台数は適切か)
- ・ボイラ診断(空気比は適切か)

● 診断報告書内容

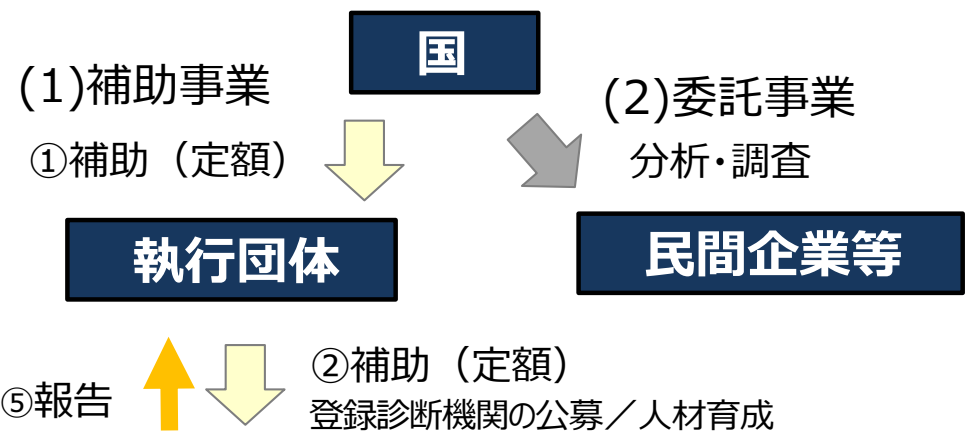
- ・運用改善及び設備投資について
5～10項目ほど提案し、省エネ効果も算出



③ 申込
(診断費用: **数千円～2万円**程度)



④ 診断・診断結果
説明会の実施



省エネ診断実施団体・企業の候補案

- ・エネマネ事業者
- ・電力会社
- ・照明メーカー
- ・空調メーカー
- ・ESCO事業者
- ・電気保安関連事業者
- ・ボイラメーカー
- 等

3. 新たな住宅省エネ化支援【約2,800億円※新築を含む】

- 家庭で最大のエネルギー消費源である給湯器の高効率化や、省エネ効果の高い断熱窓改修に経産省・環境省事業で手厚く支援。国交省のリフォーム支援と併せて、3省庁連携でワンストップ対応を予定。

目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上に資する改修や高効率給湯器の導入などの住宅省エネ化への支援を強化する必要。



国土交通省、経済産業省及び環境省は、住宅の省エネリフォームを支援する新たな補助制度を創設するとともに、3省の連携により、各事業をワンストップで利用可能(併用可)とする。

対象

※ 補正予算閣議決定日(2022年11月8日)以降に契約を締結し、事業者登録後(こどもらい住宅支援事業の登録事業者は、下記の事業の事務局開設日(2022.12中旬予定)(開設日以降に登録申請した場合は、その申請の日)以降)に着工したものに限り。

工事内容		補助対象	補助額
①省エネ改修	1)高断熱窓の設置※1	高性能の断熱窓 (熱貫流率(Uw値)1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの)	リフォーム工事内容に応じて定める額(補助率1/2相当等) 上限200万円/戸
	2)高効率給湯器の設置※2	高効率給湯器 (a)家庭用燃料電池、(b)ヒートポンプ給湯機、(c)ハイブリッド給湯機)	定額 (a)15万、(b)(c)5万円
	3)開口部・躯体等の省エネ改修工事※3	開口部・躯体等の一定の断熱改修、エコ住宅設備(節湯水栓、高断熱浴槽等)の設置	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限30万円/戸*
②その他のリフォーム工事※3 (①)~③)のいずれかの工事を行った場合に限る)		住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等	*子育て世帯・若者夫婦世帯は、上限45万円/戸(既存住宅購入を伴う場合は60万円/戸) *安心R住宅の購入を伴う場合は、上限45万円/戸

※1 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)による支援

※2 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)による支援

※3 こどもエコすまいる支援事業(国土交通省)による支援

3 (1) 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業

【1,000億円】 ※経産省・環境省連携事業

- 住宅の熱損失の大部分を占める窓の断熱性能を高めるため、既存住宅における断熱窓への改修を支援する補助金を新たに創設。



既存住宅の断熱性能を早期に高めるために、断熱窓への改修による速攻性の高いリフォームを推進します。

1. 事業目的

- ・ 既存住宅の早期の省エネ化による、エネルギー価格高騰への対応（冷暖房費負担の軽減）。
- ・ 2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）への貢献。
- ・ 2050年ストック平均でZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保への貢献。

2. 事業内容

① 既存住宅における断熱窓への改修を促進するため、以下の補助を行う。

既存住宅における断熱窓への改修

補助額：工事内容に応じて定額（補助率1/2相当等）

対象：窓（ガラス・サッシ）の断熱改修工事

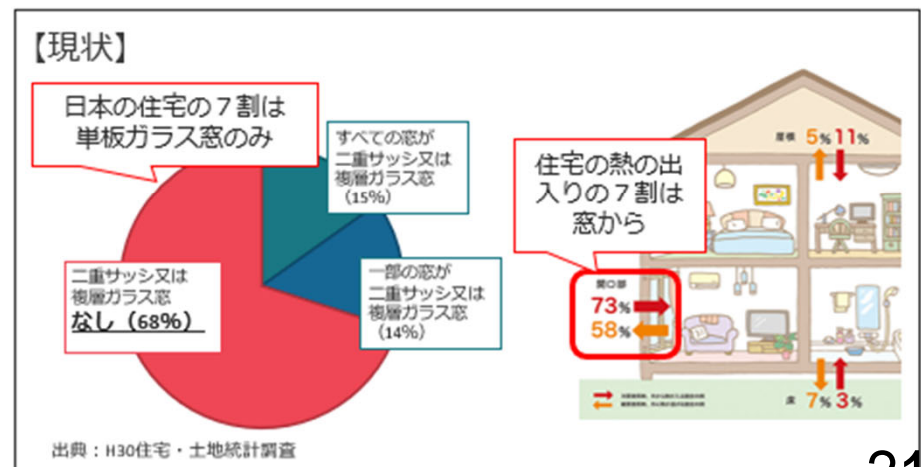
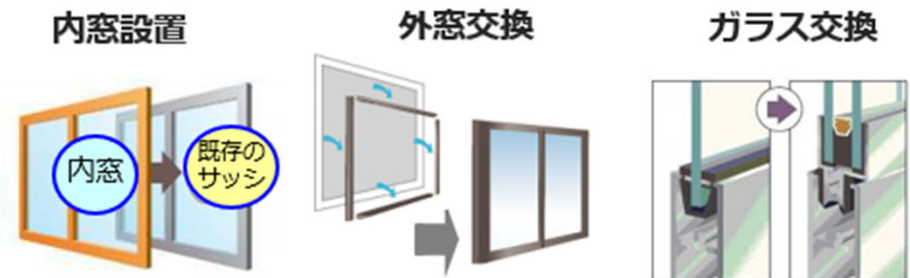
（熱貫流率（Uw値）1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの）

② 本補助事業の運営に必要な、データ管理・分析等の支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ① 間接補助事業 ② 委託事業
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 2022年度

4. 補助事業対象の例



3 (2) 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金【300億円】

● 家庭で最大のエネルギー消費源である給湯器の高効率化を支援する補助金を新たに創設。

補助対象

高効率給湯器（ヒートポンプ給湯機、ハイブリッド給湯機、家庭用燃料電池）が対象。

※省エネ法に基づくトップランナー制度における省エネ基準を満たすもの等に限る。

	ヒートポンプ 給湯機 (エコキュート)	ハイブリッド 給湯機	家庭用 燃料電池 (エネファーム)
補助額 (予定)	5万円/台	5万円/台	15万円/台

ヒートポンプ給湯機（エコキュート）



出所) 三菱電機

ハイブリッド給湯機



出所) リンナイ

家庭用燃料電池（エネファーム）

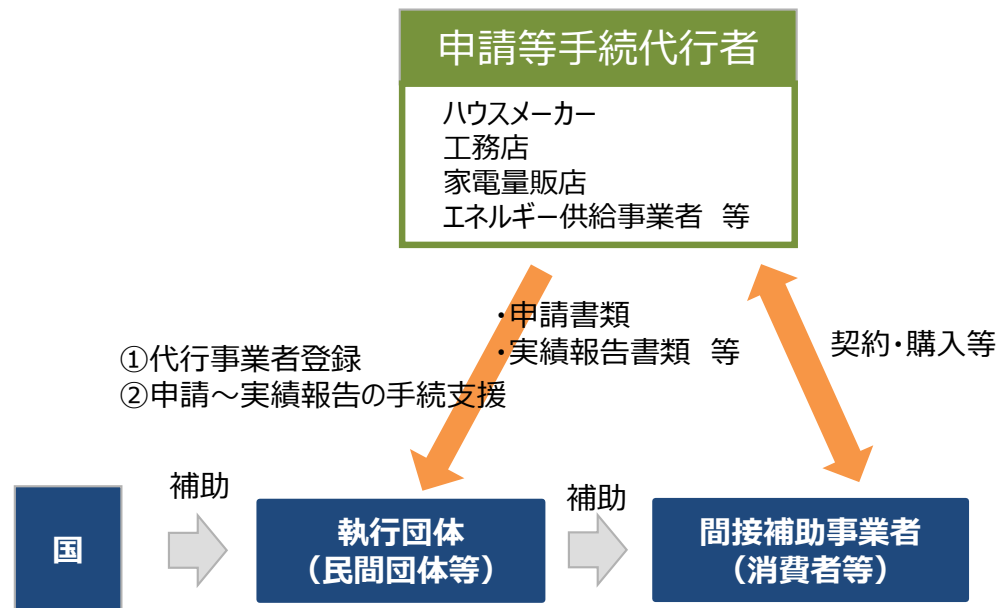


出所) アイシン

事業スキーム

消費者等に対し、家庭でのエネルギー消費量を削減するために必要な高効率給湯器の導入に係る費用を補助。

※ 申請手続については、消費者等と契約の締結等を行った事業者等が代行する



※補正予算案閣議決定日以降に契約を締結し、事業者登録後に着工したものに限り。

(参考) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金

- 自治体において、地域の実情を踏まえつつ、省エネ家電の買換・購入支援を実施。
- 9月に発表された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の推奨事業メニューにも、自治体による省エネ家電買い換え支援が位置づけられた。今後、省エネラベルの普及等を通じて、自治体の取組を国としても後押ししていく。

【省エネ家電の買換・購入支援を実施している自治体の例】

自治体	事業名称等	対象製品	概要
東京都	東京ゼロエミポイント	エアコン、冷蔵庫、給湯器、LED照明器具	省エネ性能の高い製品に買い換えた方に商品券等に交換可能なポイントを付与する事業
北海道 札幌市	再エネ省エネ機器導入補助	エネファーム、ペレットストーブ等	対象機器を導入する方に購入費用の一部を補助する事業
長野県	信州省エネ家電購入応援キャンペーン	エアコン、冷蔵庫、電気温水機器	省エネ家電の購入を支援するキャンペーン(購入者にキャッシュレスポイントを付与)
福岡県 北九州市	エコ家電でくらし快適キャンペーン	エアコン、冷蔵庫、テレビ	省エネ家電を購入した方に電子商品券又は紙商品券で還元するキャンペーン

【電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金】

- 予算額 : 6,000億円
- 交付対象 : 都道府県及び市町村
- 対象事業 : 効率的と考えられる推奨事業メニュー (別紙を自治体に示す)
- 算定方法 : 人口や物価上昇率等を基礎として査定

生活者支援

① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援
住民税非課税世帯以外の世帯を含む低所得世帯を対象とした、電力・ガスを含むエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援
※ 住民税非課税世帯には、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」(仮称)として、1世帯当たり5万円をプッシュ型で給付。

② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援
物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援
※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

③ 消費下支え等を通じた生活者支援
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組などの支援

④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援
家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

4. 2022年度補正予算案・中小企業関連

中小企業等事業再構築促進事業

2022年度補正予算案額 **5,800 億円**

事業の内容

事業目的

長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価高騰等により、事業環境が厳しさを増す中、中小企業等が行う、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応した、感染症等の危機に強い事業への大胆な事業再構築の取組を支援することで、中小企業等の付加価値額向上や賃上げにつなげるとともに、日本経済の構造転換を促すことを目的とします。

事業概要

中小企業等の新分野展開等を支援する事業再構築補助金について、以下の所要の変更を行い、強力に支援します。

①物価高騰対策・回復再生応援枠の創設

新型コロナの影響に加え、物価高騰等により業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者の事業再構築を引き続き支援するため、補助率を引き上げた特別枠を創設します。

②成長枠（旧通常枠）の創設、グリーン成長枠の要件緩和及び上乗せ支援の創設

成長分野に向けた大胆な事業再構築に取り組む事業者に向け、売上高減少要件を撤廃した成長枠を創設します。グリーン成長枠については、要件を緩和した類型（エントリー）を創設し、使い勝手を向上させます。また、これらの枠で申請する事業者の中で、中堅・大企業へ成長する事業者や、大規模な賃金引上げ等を行う事業者に対し、補助金額や補助率を上乗せします。

③産業構造転換枠の創設

国内市場の縮小等の産業構造の変化等により、事業再構築が強く求められる業種・業態の事業者に対し、補助率を引き上げる等により、重点的に支援します。

④最低賃金枠の継続

最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者の事業再構築を引き続き支援します。

⑤サプライチェーン強靱化枠の創設

海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者を支援します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



申請類型	補助上限額 (※1)	補助率
物価高騰対策・回復再生応援枠 (引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者、原油価格・物価高騰等の影響を受ける事業者に対する支援)	1,000万円、1,500万円、2,000万円、3,000万円 (※3)	中小2/3(一部3/4)、中堅1/2 (一部2/3)
成長枠 (※2) (大胆な事業再構築に取り組む事業者に対する支援)	2,000万円、4,000万円、5,000万円、7,000万円(※3)	中小1/2、中堅1/3 (※4)
グリーン成長枠 (※2) (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援)	<エントリー> 中小：4,000万円、6,000万円、8,000万円 (※3) 中堅：1億円 <スタンダード> 中小：1億円、中堅：1.5億円	中小1/2、中堅1/3 (※4)
産業構造転換枠 (構造的な課題に直面している事業者が取り組む事業再構築に対する支援)	2,000万円、4,000万円、5,000万円、7,000万円(※3) 廃業を伴う場合、2,000万円上乗せ	中小2/3、中堅1/2
最低賃金枠 (最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援)	500万円、1,000万円、1,500万円(※3)	中小3/4、中堅2/3
サプライチェーン強靱化枠 (海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者に対する支援)	5億円	中小1/2、中堅1/3

(※1) 補助下限額は100万円 (※2) 事業実施期間中に中小企業から中堅企業へ成長する事業者等に対する上乗せ枠 (卒業促進枠) 又は継続的な賃金引上げに取り組むと共に従業員を増加させる事業者に対する上乗せ枠 (大規模賃金引上促進枠) に応募可能。(※3) 従業員規模により異なる
(※4) 補助事業期間内に賃上げ要件を達成した場合、補助率を中小2/3、中堅1/2に引上げ

成果目標

事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上の増加等を目指します。

中小企業生産性革命推進事業

- ①中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課
- ②中小企業庁経営支援部 小規模企業振興課
- ③中小企業庁経営支援部 経営支援課
- ④中小企業庁経営支援部 商業課
- ⑤商務情報政策局 サイバーセキュリティ課
- ⑥中小企業庁事業環境部 財務課

2022年度補正予算案額 **2,000 億円** ※国庫債務負担含め総額4,000億円

事業の内容	
事業目的	
<p>新型コロナや物価高、インボイス制度等の事業環境変化への対応に加え、GX・DXなどの成長分野への前向き投資や賃上げ、海外展開を促すため、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎを補助し、切れ目なく継続的に、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援します。</p>	
事業概要	
<p>以下の事業を通じて、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の成長を支えます。</p>	
①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）	<p>革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援します。</p> <p>また、特に、大幅な賃上げに取り組む事業者へのインセンティブを強化するとともに、海外でのブランド確立などの取組への支援を強化します。</p>
②小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）	<p>小規模事業者が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等を支援します。</p>
③サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）	<p>中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX、サイバーセキュリティ対策等のためのITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。</p>
④事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）	<p>事業承継・M&A後の新たな取組（設備投資、販路開拓等）、M&A時の専門家活用（仲介・フィナンシャルアドバイザー、デュエリジェンス等）の取組等を支援します。</p>

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）					
国	運営費 交付金等	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	民間 団体等	補助 (1/2, 2/3等)	中小 企業等
		申請類型	補助上限額	補助率	
		①通常枠、②回復型賃上げ・雇用拡大枠、 ③デジタル枠、④グリーン枠 ⑤グローバル市場開拓枠	①、②、③：100～1,250万円 ④：100～4,000万円 ⑤：100～3,000万円 ※②以外において、大幅な賃上げに取り組む 事業者に補助上限を最大1,000万円上乗せ	①：1/2又は2/3 ②、③、④：2/3 ⑤：1/2又は2/3	
		一般型	①：50万円 ②～⑤：200万円 ※免税事業者からインボイス発行事業者に 転換する小規模事業者は、一律50万円上乗せ	2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4	
		IT導入補助金			
		通常枠	A類型 B類型	5万円超～150万円未満 150万円～450万円以下	1/2以内
		デジタル化 基盤導入枠 (インボイス等 対応)	デジタル化基盤導入類型 複数社連携基盤導入類型	【会計・受発注・決済・ECソフト】： ①50万円以下、②50万円超～350万円 【PC・タブレット等】：～10万円 【レジ・券売機】：～20万円 (1)デジタル化基盤導入類型の対象経費（上記同様） (2)消費動向等分析経費（上記(1)以外の経費）：50万円×参画事業者数 補助上限：(1)+(2)で3,000万円、補助率：2/3以内 (3)事務費・専門家費：補助上限：200万円、補助率：2/3以内	【会計・受発注・決済・ECソフト】： ①3/4以内、②2/3以内 【PC・タブレット等】：1/2以内 【レジ・券売機】：1/2以内
			セキュリティ対策推進枠	5～100万円	1/2以内
		事業承継・引継ぎ 補助金	経営革新 ①創業支援型 ②経営者交代型③M&A型	～800万円	1/2又は2/3以内
			専門家活用 ①買い手支援型 ②売り手支援型	～600万円	2/3以内

成果目標
<p>【ものづくり補助金】事業終了後3年で、以下の達成を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上 ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上 ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標達成事業者割合65%以上 <p>【持続化補助金】事業終了後1年で、以下の達成を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販路開拓につながった事業者の割合を80%以上 <p>【IT導入補助金】事業終了後3年で、以下の達成を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者全体の労働生産性が年率平均3%以上向上 <p>【事業承継・引継ぎ補助金】以下の達成を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（経営革新事業）について、事業終了後5年経過後の経常利益の上昇率を5%以上 ・（専門家活用事業）を契機に事業引継ぎに着手した事業者の成約率40%以上

民間金融機関を通じた資金繰り支援（借換保証制度等保証料補助）

中小企業庁事業環境部金融課

2022年度補正予算案額 **1,832 億円**

事業の内容

事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響の下で債務が増大した中小企業者の返済負担軽減を図るとともに、新たな資金需要にも対応できるよう資金繰りの円滑化を目指します。

事業概要

民間ゼロゼロ融資からの借換需要への対応に加え、他の保証付融資からの借り換えや新たな資金需要にも対応する信用保証制度を措置し、金融機関による継続的な伴走支援等を受けながら経営改善等に取り組む場合に、信用保証料の一部補助を行います。

（対象要件）

保証限度額	1億円
保証期間	10年以内
据置期間	5年以内
金利	金融機関所定
保証料（事業者負担）	0.2%等（補助前は0.85%等）
要件	売上高または利益率の一定程度の減少 など
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・100%保証の融資は、100%保証での借換が可能 ・経営行動計画書の作成 ・金融機関の継続的な伴走支援

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

コロナ関連融資の返済負担軽減を図るとともに、新たな資金需要にも対応できるよう資金繰りの円滑化につなげます。

日本政策金融公庫による資金繰り支援

中小企業庁事業環境部金融課

2022年度補正予算案額 **778 億円** <うち財務省計上 115億円>

事業の内容

事業目的

新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けて厳しい状況にある事業者や、スタートアップ、DX、GX等に取り組む事業者への支援等のため、日本政策金融公庫による資金繰り支援を実施します。

事業概要

日本政策金融公庫による資金繰り支援のため、以下を実施します。

- (1) セーフティネット貸付
 - ・物価高騰の影響に苦しむ事業者に対して、セーフティネット貸付の金利引下げ（▲0.4%）により支援。【来年3月末まで】
- (2) 新型コロナウイルス感染症特別貸付（スーパー低利融資）等
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により、業況悪化を来している事業者に対して、スーパー低利融資により支援。【来年3月末まで】
 - ・一時的に財務状況が悪化した事業者に対して、民間金融機関が資本とみなすことができる長期間元本返済のない資本性劣後ローンにより支援。【来年3月末まで】
- (3) スタートアップ、DX、GX等向け融資
 - ・スタートアップ等に取り組む事業者に対する、資金繰り支援を拡充。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化等を図ります。

5. 特定技能外国人材制度

在留資格「特定技能」について（概要）

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
 - **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
 - **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- 特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、
（14分野） 建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業
（特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可）
- 令和4年2月末時点で5万7,762人が在留（速報値）

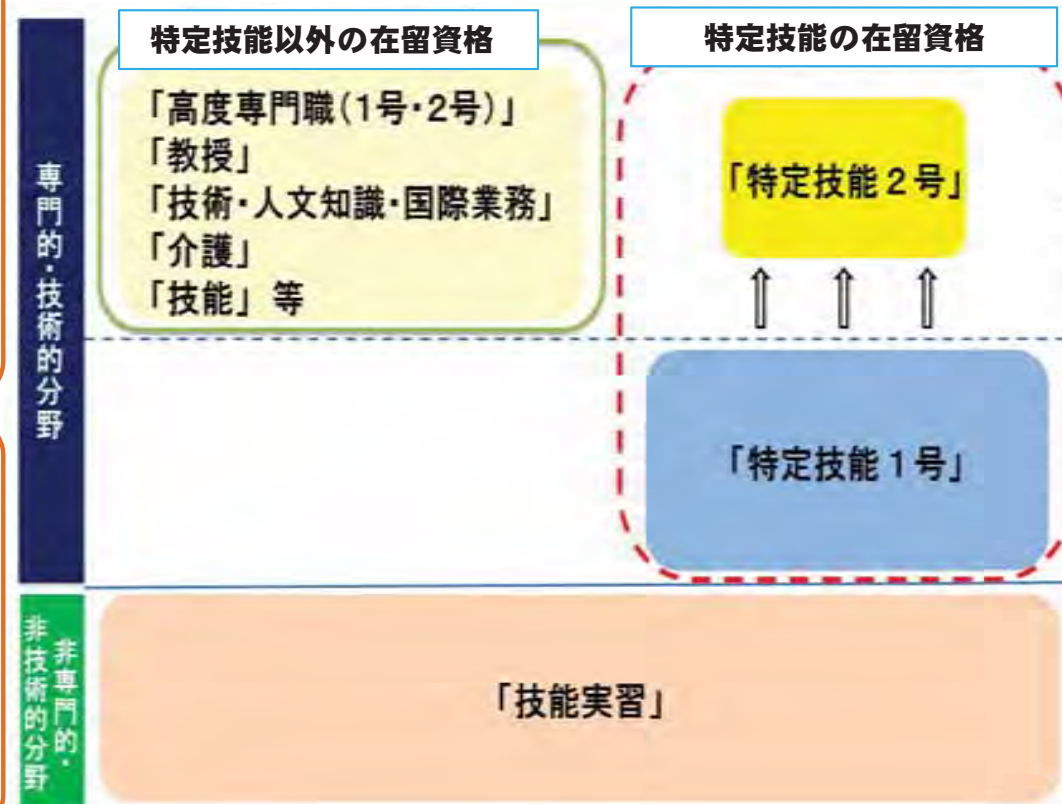
特定技能1号のポイント

在留期間	1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで
受入れの上限	分野別に向こう5年間の受入れの上限を設定
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は不要
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



1. 受入れ見込数（5年間の上限）の見直し

- 制度の運用開始から3年4か月が経過したところ、コロナ禍という特異な状況が経済情勢の変化を生じさせ、**全12分野**において受入れ見込数と実態の乖離が進んでいることを受け、全体の見込数を変更しない範囲で、**受入れ見込数（令和6年3月までの上限）の再精査を実施**しました。
- 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野（製造業分野）については、コロナ禍の影響を受けて業界の需要が拡大し、特定技能外国人の受入れが大幅に増加したことを踏まえ、**当初の31,450人から、18,300人増の、49,750人に引き上げることを閣議決定**しました。

全分野の受入れ見込数（上限）の見直し

	介護	ビルクリーニング	製造	建設	造船・船用	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品製造	外食	全体
在留者数 (R4.4時点)	8,484	946	15,034	7,149	2,258	1,050	70	140	9,692	891	25,138	2,660	73,512
充足率	14.1%	2.6%	47.8%	17.9%	17.4%	15.0%	3.2%	0.6%	26.6%	9.9%	73.9%	5.0%	21.3%
現行の受入れ見込数	60,000	37,000	31,450	40,000	13,000	7,000	2,200	22,000	36,500	9,000	34,000	53,000	345,150
見直し後の受入れ見込数	50,900	20,000	49,750	34,000	11,000	6,500	1,300	11,200	36,500	6,300	87,200	30,500	345,150

2. 業務区分の統合（1 / 3）

- これまで業務区分が19区分に分かれており、業務範囲が限定的でした。
- 現場の多能工化のニーズを受け、現場の実態に沿った制度となるよう、技能の関連性と業務の連続性を考慮し、**3区分に統合する**変更を行います。

旧 19業務区分

鋳造	機械検査
鍛造	機械保全
ダイカスト	電子機器組立て
機械加工	電気機器組立て
金属プレス加工	プリント配線板製造
鉄工	プラスチック成形
工場板金	塗装
めっき	溶接
アルミニウム陽極酸化処理	工業包装
仕上げ	



統合後の区分

新区分（旧区分の対応関係）	業務の共通性
<p>①機械金属加工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鋳造 ・ ダイカスト ・ 金属プレス加工 ・ 工場板金 ・ 鍛造 ・ 鉄工 ・ 機械加工 ・ 仕上げ ・ プラスチック成形 ・ 溶接 ・ 塗装 ・ 電気機器組立て ・ 機械検査 ・ 機械保全 ・ 工業包装 	<p>素形材製造や機械製造に必要な材料、工場内の安全性に関する基本的な知識・経験等に基づく、加工技能及び安全衛生等の点で関係性が認められる</p>
<p>②電気電子機器組立て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械加工 ・ 仕上げ ・ プラスチック成形 ・ 電気機器組立て ・ 電子機器組立て ・ プリント配線板製造 ・ 機械検査 ・ 機械保全 ・ 工業包装 	<p>電気電子機器や部品、工場内の安全性に関する基本的な知識・経験等に基づく、加工技能及び安全衛生等の点で関係性が認められる</p>
<p>③金属表面処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ めっき ・ アルミニウム陽極酸化処理 	<p>表面加工に用いる薬品や工場内の安全性に関する基本的な知識・経験等に基づく、加工技能及び安全衛生等の点で関係性が認められる</p>

2. 業務区分の統合（2 / 3）

- 旧業務区分で在留資格を得ている者、または、旧試験区分で製造分野特定技能1号評価試験合格者についても、新業務区分に従事できるようになります。

I. 既に旧区分で在留資格を得ている者もしくは、旧試験区分で合格した者は、旧区分が含まれる新区分の他の業務にも従事可能となります。

（例：旧区分で、「鋳造」の在留資格をお持ちの場合は、前項①機械金属加工に含まれる他の業務に従事することができます。）

II. これから特定技能の在留資格を得る者は、新区分の在留資格が付与されます。

（例：「鋳造」の技能実習2号を良好に修了した場合は、前項①機械金属加工の在留資格が取得できます。）

※新区分での試験は来年度から実施予定です。

新試験区分	旧試験区分
①機械金属加工	鋳造
	鍛造
	ダイカスト
	機械加工
	金属プレス加工
	鉄工
	工場板金
	仕上げ
	プラスチック成形
	機械検査
	機械保全
	電気機器組立て
	塗装
	溶接
工業包装	

新試験区分	旧試験区分
②電気電子機器組立て	機械加工
	仕上げ
	プラスチック成形
	プリント配線板製造
	電子機器組立て
	電気機器組立て
	機械検査
③金属表面処理	機械保全
	工業包装
	めっき
	アルミニウム陽極酸化処理

※ 試験の正式名は、「製造分野特定技能1号評価試験（●●（区分名）」であるが、上表では区分名のみを抜粋して記載しています

2. 業務区分の統合（3 / 3）

- 業務区分の統合に伴い、試験区分の見直しも併せて行い、令和5年度の技能評価試験からの適用を予定しています。
- 学科試験は、「(1)新区分の共通問題 + (2)選択科目の問題」の形式とし、実技試験は従来の試験と同様に、19科目から選択する形式とします。難易度は既存の試験と同程度を予定しています。

	機械金属加工区分	電気電子機器組立て区分	金属表面処理区分
学科試験	(1)区分共通問題	(1)区分共通問題	(1)区分共通問題
	(2)選択問題（15科目） <ul style="list-style-type: none"> ・ 鋳造 ・ ダイカスト ・ 金属プレス加工 ・ 工場板金 ・ 鍛造 ・ 鉄工 ・ 機械加工 ・ 仕上げ ・ プラスチック成形 ・ 溶接 ・ 塗装 ・ 電気機器組立て ・ 機械検査 ・ 機械保全 ・ 工業包装 	(2)選択問題（9科目） <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械加工 ・ 仕上げ ・ プラスチック成形 ・ 電気機器組立て ・ 電子機器組立て ・ プリント配線板製造 ・ 機械検査 ・ 機械保全 ・ 工業包装 	(2)選択問題（2科目） <ul style="list-style-type: none"> ・ めっき ・ アルミニウム陽極酸化処理
実技試験	選択問題（19科目） <ul style="list-style-type: none"> ・ 鋳造 ・ 鍛造 ・ ダイカスト ・ 機械加工 ・ 金属プレス加工 ・ 鉄工 ・ 工場板金 ・ めっき ・ アルミニウム陽極酸化処理 ・ 仕上げ ・ 機械検査 ・ 機械保全 ・ 電子機器組立て ・ 電気機器組立て ・ プリント配線板製造 ・ プラスチック成形 ・ 塗装 ・ 溶接 ・ 工業包装 		

6. パートナーシップ構築宣言の状況

「パートナーシップ構築宣言」とは①

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。
 - (1) サプライチェーン全体の付加価値増大と、新たな連携（IT実装、BCP策定、グリーン調達の支援等）
 - (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5分野（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
- 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（2020年5月）において、導入を決定。

1. 宣言のイメージ

労務費・原料価格の上昇等

下請け・受注者

価格転嫁の要望等

宣言！

親会社・発注者

望ましい取引慣行

製造業だけでなく、多様な業種に宣言いただけるものです。
部品製造委託等に限らず、社内のITシステム運用や清掃・メンテナンス業務委託、備品調達等も含めた、幅広い委託・調達の場面が想定されます。

2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

- ✓ 【共同議長】経産大臣、経済再生担当大臣
【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、官房副長官（衆・参）、日商、経団連、連合
- ✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月に開催。
- ✓ 第3回は2022年2月10日に実施し、経産大臣から宣言に関する現状と今後の取組について説明した他、「取引適正化に向けた5つの取組」を実施することを発表。



「パートナーシップ構築宣言」とは②

- 宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載・公表されます。
- 宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用することができ、名刺などに記載することで取組をPRできます。

■「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

[HOME](#) [登録企業リスト](#) [概要・登録方法](#) [登録](#) [情報コーナー](#) [FAQ・お問合せ](#)

大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築するために！

「パートナーシップ構築宣言」

ポータルサイト



「パートナーシップ構築宣言」ロゴマーク



登録企業リスト

現在の登録数

11369 社

「パートナーシップ構築宣言」の

概要

登録方法

「パートナーシップ構築宣言」の

登録

【URL】 <https://www.biz-partnership.jp>



■宣言企業に対する支援

ロゴマークの使用

宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用することができます。



※「宣言」の取組を実践することで、「SDGs」に掲げる5つの目標に取り組んでいることとなります。

- 3.すべての人に健康と福祉を
- 8.働きがいも経済成長も
- 9.産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10.人や国の不平等をなくそう
- 17.パートナーシップで目標を達成しよう



「パートナーシップ構築宣言」とは③

- 宣言を受けた事業者は、政府における一部の**補助金で加点措置**を受けられます。
- **コーポレートガバナンス**システムに関する実務指針における位置づけについても検討されています。

■ 補助金における加点措置

① サプライチェーン補助金【3月1日～5月6日】

- ➔ デジタル、グリーン分野の生産拠点の集中度が高い製品等の**国内生産拠点を整備**する際の建物・設備の導入を支援。

① 事業再構築補助金の一部【2月17日～ 第5次申請受付中】

- ➔ 新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った**事業再構築に意欲を有する中堅・中小企業等**を支援。

② ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の一部

【3月15日～ 第10次申請受付】

- ➔ 革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な**設備投資等を行う中小企業者**を支援。

③ 先進的省エネルギー投資促進支援事業

- ➔ 省エネルギー設備に入れ替える企業（大企業を含む）を支援。
※現在募集していません。

その他の補助金においても、順次、**加点措置を拡大**していきます。

■ コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンス・コード（東京証券取引所）（令和3年6月改訂）抜粋

【原則2－3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】上場会社は、社会・環境問題をはじめとする**サステナビリティを巡る課題**について、適切な対応を行うべきである。

補充原則 2－3 ① 取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、**取引先との公正・適正な取引**、自然災害等への危機管理など、**サステナビリティを巡る課題への対応は**、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、**これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべき**である。

パートナーシップ構築宣言により、「取引先との公正・適正な取引」に取り組んでいることを、**投資家等へのPR効果**も期待されます。

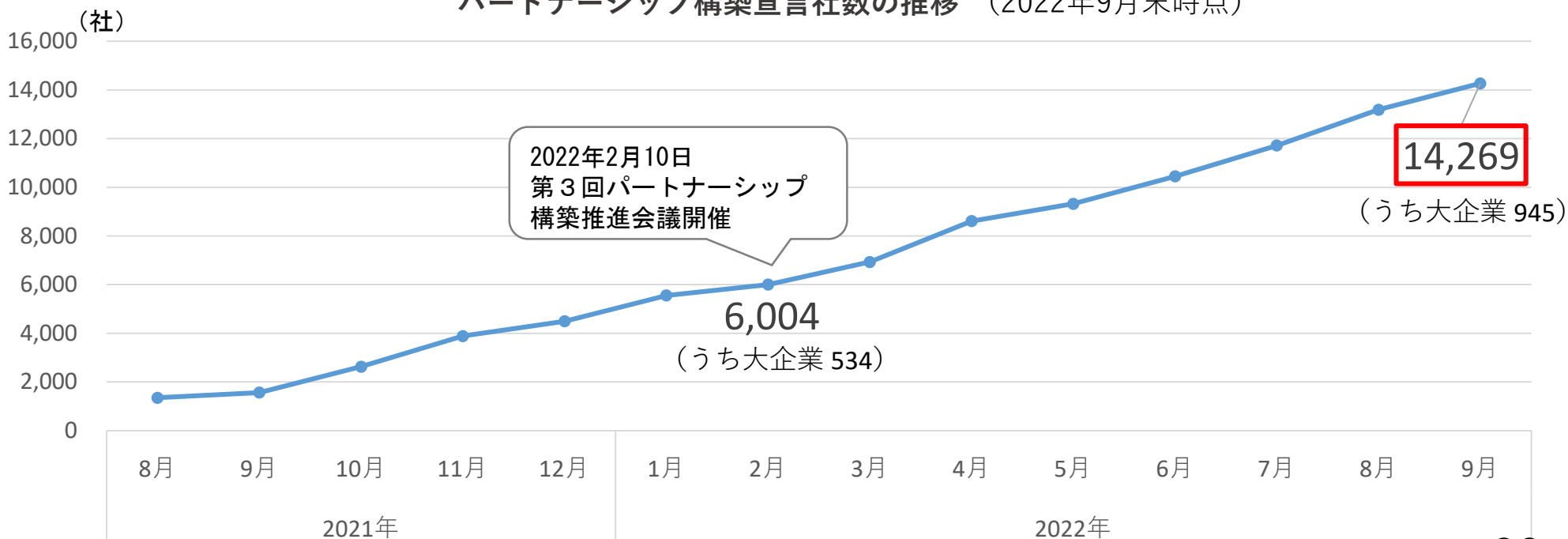
政府の主な取組状況

- ① 3月以降、事業者団体や未宣言の大企業に改めて働きかけ。
- ② 下請振興法に基づいて下請取引の望ましい在り方を示す「振興基準」（経済産業大臣告示）を7月に改正し、パートナーシップ構築宣言を行うことを親事業者の努力義務として位置付け。
- ③ 宣言の実効性確保・向上のため、宣言企業・下請企業向けのアンケート調査を実施（7月～9月）。

宣言状況

- ・ 9月末時点で約1万4千社が宣言。前回会議を開催した2月の6千社から2倍以上増加。
- ・ うち大企業（資本金3億円超）の宣言数は9月末時点で945社。2月の534社から411社増加し、それ以前の増加ペースから加速。

パートナーシップ構築宣言社数の推移（2022年9月末時点）



大企業におけるパートナーシップ構築宣言の拡大

- 中小企業による価格転嫁の円滑化、サプライチェーン全体の付加価値向上の観点から、取引先を多く抱える**大企業において幅広く宣言**していただくことが重要。
- このため、**宣言に関する政策的インセンティブの拡充**を進めているところ。

1. コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（今年7月改訂）への位置付け

取引先との公正・適正な取引については、監督の具体的な方法の一つとして、「**パートナーシップ構築宣言**」を行っているかどうかについての状況や、宣言している場合にはその**実行状況**について取締役会が監督することが有益である。

※昨年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードでは、サステナビリティを巡る課題として、「**取引先との公正・適正な取引**」が新たに位置づけられた。

2. 宣言企業の申請に対する補助金における加点の他省庁に拡大した例

① モーダルシフト等推進事業費補助金

【国土交通省】

➡ 物流の総合効率化計画の策定のための**調査事業**や**モーダルシフト等の初年度の経費**などを支援。

② 輸入小麦等食品原材料価格高騰緊急対策事業【農林水産省】

➡ **価格が高騰している輸入食品原材料の切替**をした**新商品等の生産・販売**や、**新たな生産方法の導入**等の取組を支援。

主要団体の企業における宣言の状況

- 物価高や地球温暖化対策など、サプライチェーン全体で取り組む必要がある社会的な課題が山積している中、「パートナーシップ構築宣言」の更なる拡大が、強く期待されている。
- 模範となる団体の代表的な企業での宣言の有無の状況について、取引先企業等への情報提供の観点から、一覧として公表する。

【公表対象】

以下の3つの団体の正副会長企業を対象とする。

- ① 我が国経済の発展に重要な役割を担っている総合経済団体
- ② 地域経済を支える各地域ブロック単位の総合経済団体
- ③ 取引適正化に係る自主行動計画を策定し、取引適正化へのコミットメントを表明している業界団体

【宣言状況の全体概要】（10月7日時点）

全体で365社/410社(89.0%)が宣言済み

日本経済団体連合会	19社/19社(100%)が宣言済み
日本商工会議所	12社/12社(100%)が宣言済み
地域総合経済団体	8団体 91社/95社(95.8%)が宣言済み
自主行動計画策定済の業界団体	50団体 243社/284社(85.6%)が宣言済み

(※一部企業については、複数の団体の正副会長を務めているため、重複して計上している。)

宣言に関するHP・お問合せ先

■「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

<https://www.biz-partnership.jp>

■日本商工会議所HP：「パートナーシップ構築宣言」に関する案内ページ（概要説明）

➔プロモーションビデオや「月間石垣」別冊（パートナーシップ構築宣言の特集記事）も掲載しています。

<https://www.jcci.or.jp/partnership/>



※「パートナーシップ構築宣言」についてのお問合せ先

中小企業庁 事業環境部 企画課

【TEL】03-3501-1765

【MAIL】s-chuki-kikaku@meti.go.jp